

○甲賀市個人情報保護条例施行規則

平成16年10月1日

規則第14号

改正 平成17年6月15日規則第35号

平成19年3月29日規則第19号

平成20年3月24日規則第5号

平成20年5月30日規則第38号

平成22年2月1日規則第4号

平成28年3月22日規則第14号

平成29年3月30日規則第8号

平成29年12月11日規則第49号

平成30年3月30日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市個人情報保護条例（平成16年甲賀市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(要配慮個人情報)

第2条の2 条例第2条第3号の実施機関で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の市長が定める心身の機能の障害があること。

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提

起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿の様式は、様式第1号とする。

2 条例第6条第1項第8号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始時期
- (2) 個人情報の記録形態
- (3) 目的外利用及び外部提供の有無
- (4) 外部処理委託の有無
- (5) 個人情報取扱事務の根拠となる法令その他の名称

（開示等請求書）

第4条 条例第19条第1項に規定する請求書の提出は、個人情報開示等請求書（様式第2号）により本人又は法定代理人等が行うものとする。

2 条例第19条第1項第3号に規定する事項は、請求の目的、開示方法の区分とする。

3 請求書を提出しようとする者は、本人又はその法定代理人等であることを明らかにするために、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他これらに類するものとして市長が適当と認める書類
- (2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他当該法定代理人の資格を証明する書類として市長が適当と認める書類
- (3) 個人情報の本人と特別の関係がある代理人が請求する場合 当該代理人第1号に掲げる書類及び委任状、代理権授与通知書又は医師の診断書その他本人の意思に基づいて代理行為を行っていることを明らかにする書類として実

施機関が適当と認める書類

(開示請求等の決定通知)

第5条 条例第20条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 開示の請求に対する決定 個人情報開示請求決定通知書(様式第3号)

(2) 開示の請求を拒否する決定 個人情報開示請求拒否決定通知書(様式第4号)

(3) 開示の請求に係る個人情報を保有していないことにより開示しない旨の決定 個人情報開示請求不存在決定通知書(様式第5号)

(開示等決定の期間延長の通知)

第6条 条例第20条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第21条の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第7条 実施機関は、条例第22条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に意見書を提出する機会を与えようとするときは、その旨を個人情報開示に係る照会書(様式第8号)により、当該第三者に通知しなければならない。

2 条例第22条第1項又は第2項に規定する意見書は、個人情報開示に係る意見書(様式第9号)とする。

3 条例第22条第3項の規定による通知は、個人情報開示決定に係る通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示の日時及び方法)

第8条 条例第23条第1項に規定する個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において本人又は法定代理人であることを確認して関係職員の立会いのもとに行うものとする。

(個人情報の写しの交付)

第9条 条例第23条第2項の規定による個人情報に係る部分の写しの交付については、当該請求のあった個人情報1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開の方法)

第10条 電磁的記録についての条例第23条第2項第2号に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イに定める方法にあつては、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合において、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを市が保有する機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを市が保有する機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) その他の電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 当該電磁的記録を再生したものの閲覧若しくは視聴又はフロッピーディスクその他これに類するものに複写若しくは複製したものの交付

2 前項に規定する方法による電磁的記録の公開にあつては、電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該電磁的記録を複写したものにより行うことができる。

(訂正等請求)

第11条 条例第26条第1項に規定する請求書の提出は、個人情報訂正等請求書(様式第11号)により本人又は法定代理人等が行うものとする。

2 条例第26条第1項第4号に規定する事項は、訂正又は利用停止の区分、請求の目的とする。

3 請求書を提出しようとする者が本人又はその法定代理人等であることを明らかにする方法については、第4条第3項の規定を準用する。

(訂正等請求の決定通知)

第12条 条例第27条第2項に規定する通知は、個人情報訂正等決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(訂正等決定の期間延長の通知)

第13条 条例第27条第4項の規定による通知は、個人情報訂正等決定期間延長通知書（様式第13号）により行うものとする。

2 条例第28条の規定による通知は、個人情報訂正等決定期間特例延長通知書（様式第14号）により行うものとする。

3 条例第29条第2項の規定による通知は、個人情報訂正等通知書（様式第15号）により行うものとする。

（審査請求手続等）

第14条 条例第30条の規定に基づく審査請求の手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

（1） 審査請求 個人情報開示決定審査請求書（様式第16号）

（2） 審査請求の処理簿 個人情報開示決定審査請求処理簿（様式第17号）

（3） 審査請求の却下 個人情報開示決定審査請求却下通知書（様式第18号）

（4） 審査請求に対する裁決 個人情報開示決定審査請求裁決通知書（様式第19号）

（審議会諮問通知書）

第15条 条例第31条の規定による通知は、個人情報保護審議会諮問通知書（様式第20号）により行うものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知）

第16条 条例第32条において準用する条例第22条第3項の規定による通知は、審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書（様式第21号）により行うものとする。

（審議会の会長）

第17条 甲賀市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第18条 審議会の会議は、会長が招集する。

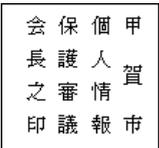
2 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の公印)

第19条 審議会が使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、総務部総務課長がこれを保管する。

公印の名称	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）	用途
甲賀市個人情報保護 審議会議長之印		れい書	方24	審議会議長名をもって 発する文書用

2 公印の取扱いについては、甲賀市公印規則（平成16年甲賀市規則第10号）の規定を準用する。

(審議会の庶務)

第20条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(費用負担)

第22条 条例第42条に規定する保有個人情報の写しの作成に要する費用は、甲賀市情報公開条例施行規則（平成16年甲賀市規則第12号）の規定によるものとする。

(出資法人)

第23条 条例第45条の市が出資する法人で別に定めるものは、市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

(運用状況の公表)

第24条 条例第44条に規定する運用状況の公表は、毎年6月30日までに行うものとする。

2 運用状況の公表は、前年度における次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 個人情報開示等の請求件数
- (2) 個人情報開示等請求の決定件数
- (3) 審査請求の件数
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 運用状況の公表は、市の広報紙への掲載その他適宜の方法により行うものとする。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の水口町個人情報保護条例施行規則（平成15年水口町規則第10号）、甲賀町個人情報保護条例施行規則（平成12年甲賀町規則第31号）又は信楽町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和63年信楽町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成17年規則第35号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(甲賀市個人情報保護審議会規則の廃止)

2 甲賀市個人情報保護審議会規則（平成16年甲賀市規則第15号）は、廃止する。

付 則（平成19年規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年規則第 14 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の甲賀市個人情報保護条例施行規則の規定（様式第 1 号の改正規定を除く。）は、この規則の施行後にされた開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について適用し、この規則の施行前にされた開示決定等又は訂正等の決定等については、なお従前の例による。

付 則（平成 29 年規則第 8 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 30 年規則第 8 号）

この規則は、甲賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 30 年甲賀市条例第 5 号）の施行の日から施行する。

様式第2号(第4条関係)

請求書提出年月日		年 月 日	整理番号
個人情報開示等請求書			
		年 月 日	
<p>【実施機関】 様</p> <p>甲賀市個人情報保護条例第19条の規定により、次のとおり請求します。</p>			
請求者	住所	〒	
	フリガナ氏名		
	電話番号	(自宅) — —	(勤務先) — — 内線
開示請求に係る事務の名称			
開示請求に係る個人情報の記録の内容			
開示請求の目的			
開示の区分		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧及び写しの交付	
代理人等の請求	区分		<input type="checkbox"/> 法定代理人() <input type="checkbox"/> その他の代理人等()
	本人	住所	
		フリガナ氏名	
		電話番号	— —
本人確認		<input type="checkbox"/> 免許証(No.) <input type="checkbox"/> 旅券() <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他()	

- (注) 1 □欄には、該当のところにレ印を記入してください。
- 2 請求の際には、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)の提出が必要です。
- 3 法定代理人等が本人に代わって請求をする場合は、2の書類のほか戸籍謄本等、本人との関係を証明する書類の提出又は提示が必要です。

様式第3号(第5条関係)

個人情報開示請求決定通知書		第 年 月 日 号
様	【実施機関】	印
年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、次のとおり決定しましたので甲賀市個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。		
開示請求に係る事務の名称		
開示請求に係る個人情報の記録の内容		
決 定 し た 内 容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 <input type="checkbox"/> 非開示	
開示しないことと決定した内容及び部分		
開 示 し な い 理 由	条例第16条第 号に該当 (理由)	
開 示 区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧(原本・複写) <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧及び写しの交付	
開 示 の 期 日 及 び 時 間	年 月 日() 時から	
開 示 の 場 所		
非開示に該当しなくなる期日(*)	年 月 日()	
担 当 課	課 係 電話 — —	
備 考		

(教示) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に甲賀市を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- (注) 1 個人情報の開示を受ける際には、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)の提出又は提示が必要です。
- 2 *欄は、請求に係る個人情報、非開示に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合のみ記入してあります。

様式第4号(第5条関係)

個人情報開示請求拒否決定通知書	
第 年 月 日 号	
様	
【実施機関】 印	
年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、甲賀市個人情報保護条例第18条の規定により、その存否を明らかにすることはできません。	
開示請求に係る事務の名称	
開示請求に係る個人情報の記録の内容	
請求拒否する理由	
担当課	課 係 電話 — —
備考	

(教示) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に甲賀市を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第6号(第6条関係)

個人情報開示決定等期間延長通知書 第 年 月 日 号 様 【実施機関】 印 年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、次の理由により甲賀市個人情報保護条例第20条第1項に規定する期間内に決定することができませんので、同条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。 なお、開示等の諾否の決定をしたときは、その結果を遅滞なく書面により通知します。	
開示請求に係る事務の名称	
開示請求に係る個人情報の記録の内容	
個人情報開示等請求書の提出のあった日	年 月 日 ()
決定期間満了日	年 月 日 ()
延長する期間満了日	年 月 日 ()
延長する理由	
担当課	課 係 電話 ー ー
備考	

様式第7号(第6条関係)

<p>個人情報開示決定等期間特例延長通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">【実施機関】</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、次の理由により甲賀市個人情報保護条例第20条第1項に規定する期間内に決定することができませんので、同条例第21条の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。</p>	
開示請求に係る事務の名称	
開示請求に係る個人情報の記録の内容	
個人情報開示等請求書の提出のあった日	年 月 日 ()
決定期間満了日	年 月 日 ()
開示請求に係る個人情報につき相当の部分を開示決定等をする日	年 月 日 ()
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 ()
特例延長をする理由	
担当課	課 係 電話 — —
備考	

様式第8号(第7条関係)

個人情報開示に係る照会書		第 年 月 日 号
様	【実施機関】	印
<p>甲賀市個人情報保護条例により開示の請求があった個人情報に、あなたに関する情報が記載されています。</p> <p>つきましては、その個人情報を開示するかどうかの決定を行うにあたり、ご意見をお聴きしたいので、別紙「個人情報に係る意見書」により、 年 月 日までに回答していただきますようお願いします。</p> <p>なお、回答がない場合は、意見のないものとして取り扱います。</p>		
開示請求があった日	年 月 日 ()	
開示請求に係る個人情報の記録の内容		
意見聴取する内容		
担 当 課	課 係 ー ー 電話	
備 考		

様式第10号(第7条関係)

個人情報開示決定に係る通知書	
(第三者)	第 年 月 日 号
様	(実施機関長名) 印
<p>年 月 日付けで照会しましたあなたに関する情報が記録されている個人情報の開示請求について、次のとおり個人情報を開示することを決定したので甲賀市個人情報保護条例第22条第3項の規定により通知します。</p>	
開示請求に係る個人情報の記録の内容	
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 開示をする <input type="checkbox"/> 部分開示をする
決 定 の 理 由	
開示請求に係る個人情報のあなたの記録に関する情報	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日 ()
所 管 課	課(局・室) 係
	電話番号() — (内線)
備 考	

(教示) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に甲賀市を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第11号(第11条関係)

請求書提出年月日		年 月 日	整理番号	
個人情報訂正等請求書				
【実施機関】		あて		
		年 月 日		
甲賀市個人情報保護条例第24条第1項又は第25条第1項の規定により、次のとおり請求します。				
請求者	住所	〒		
	フリガナ氏名			
	電話番号	(自宅)	— —	
		(勤務先)	— —	内線
訂正等請求に係る事務の名称				
訂正等請求の区分		<input type="checkbox"/> 訂正 (<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除) <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 目的外利用の停止 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止		
訂正等請求に係る個人情報の記録の内容				
訂正等請求の目的				
代理人等の請求	区分		<input type="checkbox"/> 法定代理人() <input type="checkbox"/> その他の代理人等()	
	本人	住所		
		フリガナ氏名		
		電話番号	— —	
本人確認		<input type="checkbox"/> 免許証(No.) <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証	<input type="checkbox"/> 旅券() <input type="checkbox"/> その他()	

- (注) 1 欄には、該当のところにレ印を記入してください。
 2 請求の際には、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)の提出が必要です。
 3 法定代理人等が本人に代わって請求をする場合は、2の書類のほか戸籍謄本等、本人との関係を証明する書類の提出又は提示が必要です。
 4 訂正又は利用停止すべき事実を証するものを添付してください。

様式第12号(第12条関係)

個人情報訂正等決定通知書					
様	第 年 月 日 号 【実施機関】 印				
年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正等の請求については、次のとおり決定しましたので甲賀市個人情報保護条例第27条第2項の規定により通知します。					
請求の区分	<input type="checkbox"/> 訂正 (<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除) <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 目的外利用の停止 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止				
請求に係る事務の名称					
請求に係る個人情報の記録の内容					
決定した内容	訂正・消去・目的外利用・外部提供の停止を <input type="checkbox"/> する。 <input type="checkbox"/> 一部分する。 <input type="checkbox"/> しない。				
訂正等の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">訂正等の内容</th> <th style="width: 50%;">訂正等後の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	訂正等の内容	訂正等後の内容		
訂正等の内容	訂正等後の内容				
訂正等年月日	年 月 日()				
訂正等をしないこととした部分					
訂正等をしない理由					
担当課	課 係 電話 — —				
備考					

(教示) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に甲賀市を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第13号(第13条関係)

個人情報訂正等決定期間延長通知書 第 年 月 日 号 様 【実施機関】 印	
年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正等については、次の理由により甲賀市個人情報保護条例第27条第1項に規定する期間内に決定することができませんので、同条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。 なお、訂正等の諾否の決定をしたときは、その結果を遅滞なく書面により通知します。	
訂正等請求に係る事務の名称	
訂正等請求に係る個人情報の記録の内容	
訂正等請求の区分	<input type="checkbox"/> 訂正 (<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除) <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 目的外利用の停止 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止
個人情報訂正等請求書の提出のあった日	年 月 日 ()
決定期間満了日	年 月 日 ()
延長する期間満了日	年 月 日 ()
延長する理由	
担当課	課 係 電話 ー ー
備考	

様式第14号(第13条関係)

個人情報訂正等決定期間特例延長通知書 第 年 月 日 号 様 【実施機関】 印	
年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、次の理由により甲賀市個人情報保護条例第20条第1項に規定する期間内に決定することができませんので、同条例第21条の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。	
訂正等請求に係る事務の名称	
訂正等請求に係る個人情報の記録の内容	
訂正等請求の区分	<input type="checkbox"/> 訂正 (<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除) <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 目的外利用の停止 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止
個人情報訂正等請求書の提出のあった日	年 月 日 ()
決定期間満了日	年 月 日 ()
訂正等請求に係る個人情報につき相当の部分を訂正等決定をする日	年 月 日 ()
残りの個人情報について訂正等決定をする期限	年 月 日 ()
特例延長をする理由	
担 当 課	課 係 電話 — —
備 考	

様式第15号(第13条関係)

個人情報訂正等通知書 第 年 月 日 号 様 【実施機関】 印	
あなた(貴団体)に提供している個人情報について、甲賀市個人情報保護条例第20条第1項の規定により訂正等を行いましたので、同条第2項の規定により通知します。	
訂正に係る事務の名称	
訂正に係る個人情報の記録の内容	
訂正等した区分	<input type="checkbox"/> 訂正 (<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除) <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 目的外利用の停止 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止
訂正等の内容	訂正等の内容
	訂正等後の内容
訂正等年月日	年 月 日
担当課	課 係 電話 — —
備考	

様式第16号(第14条関係)

<p>個人情報開示決定審査請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(実施機関の長)</p> <p style="text-align: center;">あて</p> <p style="text-align: center;">審査請求人：住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号(自宅) () (勤務先等) ()</p> <p>甲賀市個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。</p>	
審査請求に係る処分	
審査請求に係る処分があったことを知った年月日	年 月 日
審査請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
処分庁の教示の有無及び内容	

様式第17号(第14条関係)

個人情報開示決定審査請求処理簿

受付窓口	課	申立方法	来庁・郵送
受付日	年 月 日	受付番号	
審査請求人等の住所及び氏名	[審査請求人] 住所 〒 氏名等 (歳) 電話番号() —	[代理人] 住所 〒 氏名等 (歳) 電話番号() —	
開示の請求を受けた個人情報の内容			
所管課	課(局・室) 係		
	担当者	内線	
	収 受 日	年 月 日	文 件 番 号 第 号
原 処 分 等	開示・部分開示・非開示・拒否・不作為 年 月 日通知(第 号)		
審査請求の趣旨			
補 正 命 令	年 月 日		
	期限	年 月 日	補正書提出 年 月 日
諮 問	年 月 日(第 号)		諮問第 号
審議会の処理経過			
答 申	年 月 日(答申第 号)		
	内容		
裁 決 等	認容・一部認容・棄却・却下・取下げ		開示・部分開示・非開示
	通 知	年 月 日	
開示の実施	閱 覧	日 時	
	写しの交付	作成費用	円× 枚= 円 送付費用 円
		徴 収 日	年 月 日
備 考			

※文件番号は、文書整理簿番号

様式第18号(第14条関係)

個人情報開示決定審査請求却下通知書

第 号
年 月 日

(審査請求人)

様

(実施機関長名)

印

年 月 日付で提出された個人情報開示に関する審査請求については、
次のとおり裁決しましたので通知します。

裁 決 の 内 容	
裁 決 の 理 由	

様式第19号(第14条関係)

個人情報開示決定審査請求裁決通知書

第 号
年 月 日

(審査請求人)

様

(実施機関長名)

印

年 月 日付で提出された個人情報開示に関する審査請求については、次のおり裁決しましたので、甲賀市個人情報保護条例第30条第4項の規定により、通知します。

裁 決 の 内 容	
裁 決 の 理 由	

様式第20号(第15条関係)

個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

(請求者)

様

(実施機関長名)

印

年 月 日付けの開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に対する審査請求について、甲賀市個人情報保護条例第30条の規定により、甲賀市個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例第31条の規定により通知します。

審査請求に係る処分	
開示請求を受けた個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
所 管 課	課(局・室) 係
	電話番号() — (内線)

様式第21号(第16条関係)

審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書

第 号
年 月 日

(審査請求人)

様

(実施機関長名)

印

あなた(貴団体)に関する情報が記録されている保有個人情報について、次のとおり開示決定することを決定したので甲賀市個人情報保護条例第32条において準用する同条例第22条第3項の規定により通知します。

開示請求を受けた個人情報 の内容	
開示請求を受けた個人情報に 記録されたあなた(貴団体)に 関する情報	
開 示 実 施 の 日	年 月 日()
所 管 課	課(局・室) 係
	電話番号() - (内線)
備 考	

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第7条関係)

様式第10号 (第7条関係)

様式第11号 (第11条関係)

様式第12号 (第12条関係)

様式第13号 (第13条関係)

様式第14号 (第13条関係)

様式第15号 (第13条関係)

様式第16号 (第14条関係)

様式第17号 (第14条関係)

様式第18号 (第14条関係)

様式第19号 (第14条関係)

様式第20号 (第15条関係)

様式第21号 (第16条関係)